

給付年金コーナー

11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!!

厚生労働省では、「国民一人一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

この機会に、ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、次のようなさまざまな機能をご利用いただけます。

- ・ 将来の年金見込額の試算
- ・ 電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ・ 受給に関する各種通知書の確認
- ・ 持ち主不明の年金記録の検索 など

また、マイナポータルと連携することで、国民年金保険料の口座振替申出等の電子申請や確定申告で利用可能な控除申請等の電子データの取得ができます。

ご利用登録は、マイナポータルからが便利です!

マイナンバーカードとメールアドレスをご用意の上、マイナポータルトップ画面の「年金」を選択し「トップページ(ねんきんネット)」から「ねんきんネット」への連携を行ってください。

※「ねんきんネット」は、マイナンバーカードをお持ちでない方もご利用いただけます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ(ねんきんネット) https://www.nenkin.go.jp/n_net/



問合せ 秩父年金事務所 ☎ 27・6560

年金生活者支援給付制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- 65歳以上である
- 世帯員全員が市町村民税非課税となっている
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- 前年の所得額が約472万円以下である

請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から9月初旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和7年1月6日までに請求手続きが完了しますと、令和6年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きは
お早めに!

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

▶ 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』: 0570・05・4092 (ナビダイヤル)

年金給付金

検索



11月の納期

● 国民健康保険税 ■ 普通徴収(第5期分)

● 介護保険料 ■ 普通徴収(第5期分)

● 後期高齢者医療保険料 ■ 普通徴収(第5期分)

納期限は12月2日(月)です。口座振替の場合は11月26日(火)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎ 66・3111

国民健康保険税 税務会計課 課税担当 内線112
介護保険料 福祉介護課介護包括ケア担当 内線143
後期高齢者医療保険料 町民課 給付担当 内線123